

《 住宅用太陽光発電システム導入費補助金 》

この制度の補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

※工事の着工前に申請してください。
(建売住宅購入の場合は住宅の引渡し前)

《 対象者 》

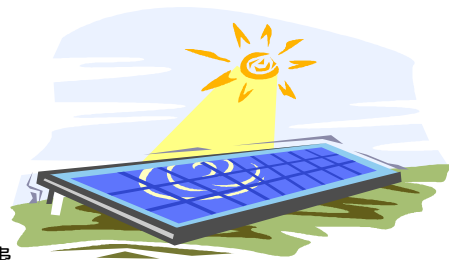
- 市税の滞納がない方
- 自ら居住又は居住しようとする住宅又は住宅と同一敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方
- 太陽光発電システムが付属した建売住宅を購入して居住しようとする方

《 対象となる太陽光発電システムの条件 》

- 設置する際に未使用のもの
- 太陽電池の最高出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kw未満のものであること。
- 太陽電池モジュールは、J I S又はJ E Tの認証を取得しているもの若しくは同等以上であること。
- 寒冷地仕様であること。

《 補助対象 》

- 太陽電池モジュール本体および設置工事費
- 架台設置工事費
- 接続箱設置工事費
- 直流側開閉器設置費
- インバータ設置工事費
- 保護装置設置工事費
- 交流側開閉器設置工事費
- 発生電力量計設置工事費
- 余剰電力販売用電力量計設置工事費
- 配線及び配線器具設置工事費
- 定置用蓄電池およびその他付属機器設置工事
(太陽光発電システムと同時設置)
- その他太陽光発電システムの設置工事に必要となる仮設及び補強工事等に要する費用



《 補助対象外の費用 》

- 事務費又は調査等に要する費用

《 補助額 》

- 地元企業を利用した場合：設置工事費の20% (限度額50万円)
- 市外企業を利用した場合：設置工事費の10% (限度額25万円)

※ 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てます。